

転入誓約書

朝霞市長 宛

年 月 日

<重要事項>

- 1 入所希望日までに朝霞市への住民登録の異動（転入）ができなかった場合は、利用調整結果及び入所決定が取消しとなります。
- 2 本紙下部の特記事項を確認してください。特記事項②～④により、利用調整結果（入所決定を受けている場合は、当該入所決定を含む。）が取消しとなる場合があります。

私は、上記重要事項及び本紙下部の特記事項を確認した上で、下記のとおり入所希望日までに朝霞市への住民登録の異動（転入）をする者として、利用調整申請書を提出します。

記

児 童	フリガナ 氏 名	生 年 月 日
		年 月 日
保 護 者 氏 名		
転入予定住所	朝霞市	
転入予定日	年 月 日	
入所希望日	年 月 日	

特記事項

- ① 転入予定日は、入所希望日を期限とします（入所日は毎月1日となります）。
建物売買（賃貸借）契約書の写し等（転入予定の市内住所、物件の引き渡し日、契約が締結済みであることを確認できるもの）をこの誓約書に添付し、かつ、入所希望日の時点で確実に朝霞市に住民登録の異動ができる場合は、朝霞市民とみなして利用調整を行います。
契約書等の添付がない場合や、全ての必要事項を確認できない場合には、朝霞市民とみなしての利用調整はできません。
- ② 4月1次利用調整に限っては、2月15日（土日の場合は、前開庁日）までに契約書等の追加提出 をすることを条件に、契約書等の添付なしでも朝霞市民とみなして利用調整を行うことができます。
期日までの契約書等の追加提出がない場合には、申請取下げ（内定辞退）をしたものとみなして、利用調整結果を取り消します。
- ③ 入所希望日までに住民登録を異動（転入）し、朝霞市保育課にて手続きをしてください。手続きがない場合、利用調整結果及び入所決定が取り消されることがあります。
なお、市が住民登録状況を確認し、住民登録が異動（転入）済みであることが判明した場合には、申請者の手続きを経ずに転入に伴う通知を送付することがあります。
- ④ 利用内定後に実施する、内定施設でのお子様の面談（施設が必要と判断した場合には、体験保育を含む。）を入所予定日までに受けられない場合は、利用調整結果が取り消されることがあります。